

社団法人日本外科学会定期学術集会規則（定款施行細則第9号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）は、本会の定款（以下、定款と略記）第4条第1号に定める会員の研究発表会の一として、定期学術集会を開催する。

第2条 定期学術集会は、毎年1回、理事長が招集し、通常総会の後に、その開催地において開催する。

2 定期学術集会の通算回数は、この規則が施行される前の本会総会の回数を継承する。

第3条 定期学術集会の招集は、遅くとも1カ月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌をもって通知する。

第4条 定期学術集会は、会頭が主宰する。

2 会頭及び次期会頭の任期は、1年とし、定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終わる。

3 次期会頭は、会頭として、次期定期学術集会を主宰する。

4 次期会頭は、会頭を補佐する。

第5条 会頭及び次期会頭は、その業務を補佐させるため、会員の中から理事長に幹事候補者を推薦することができる。

2 理事長は、会頭及び次期会頭から推薦された幹事

候補者を幹事として委嘱することができる。

3 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。

第6条 会頭が定期学術集会を主宰できないときは、理事会は、幹事の意見聴取を経て、定期学術集会の主宰代行者を議決する。

2 定期学術集会の主宰代行者は、理事長が委嘱する。

3 定期学術集会の主宰代行者の任期は、委嘱された日に始まり、定期学術集会の業務終了の日に終わる。

第7条 この規則について疑義を生じたときは、理事会の議決によって決し、次期通常総会の承認を受ける。

第8条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第9条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、平成13年4月10日から施行する。

2 この規則は、文部科学大臣の変更認可のあった日から改正する。（平成19年4月9日変更認可）